

○鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付要綱

令和5年6月13日鞍手町告示第60号

鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住人口の増加による地域の活性化及び空家の活用による住環境の保全を図るため、中古住宅のリフォーム工事に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することに関し、鞍手町補助金等交付規則（平成19年鞍手町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として、3年以上居住する意思をもって、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 中古住宅 過去に居住の用に供したことがある一戸建て住宅をいう。
- (3) 取得 新たに自己の定住の目的で、本町内にある中古住宅を売買、相続、贈与等で取得することをいう。
- (4) リフォーム工事 中古住宅の経年劣化した性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させるため又は新築時の状態以上に改善するために行う工事をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、補助金の対象とする中古住宅は1世帯につき1軒に限り、補助金の交付も1回限りとする。

- (1) 令和5年4月1日以降に定住を目的に中古住宅を取得後、町外から転入した世帯であること。
- (2) 中古住宅を取得後、1年以内にリフォーム工事を完了していること。
- (3) 50万円以上の工事で、別表に該当するものであること。ただし、外構工事、車庫（カーポートを含む。）設置、倉庫設置、移築、増築（浴室及び便所の増築を除く。）その他の工事又は家庭用電化製品等の備品購入（設置を含む。）を除く。
- (4) 当該中古住宅に入居する世帯員全員が鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でないこと。
- (5) 世帯員全員に町税等の滞納がないこと。
- (6) リフォーム工事に鞍手町プレミアム付地域振興券を使用していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する世帯が取得した中古住宅のリフォーム工事に要する経費の5分の1に相当する額又は20万円のいずれか少ない額(千円未満の端数は切捨て)とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者は、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅に居住する世帯員全員の住民票謄本
- (2) 取得した中古住宅の登記事項証明書
- (3) 契約書その他の契約内容が確認できる書類
- (4) 見積書
- (5) 間取図その他のリフォーム工事内容が確認できる書類
- (6) 領収書の写し
- (7) 工事の実績が確認できる写真
- (8) 申請者名義の金融機関口座を確認できる書類(通帳の写し等)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の申請期間)

第6条 補助金の交付申請期間は、リフォーム工事完了日又は居住開始日のいずれか遅い日から6月以内とする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定し、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請若しくはその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により交付決定を取り消し、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金返還命令書(様式第4号)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(立入検査等)

第9条 町は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助金の交付を受けた者に対してリフォーム工事の状況を報告させ、又は職員にその当該中古住宅に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者から事情を

聴取させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す職員証を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間に第3条の規定を満たした世帯については、第6条に規定する申請期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

(告示の見直し)

- 4 町長は、財政状況、補助金の効果その他の状況を勘案した上で、補助対象世帯、補助金の額その他の要綱の内容の見直し又は前項に定める失効日の変更を行うものとする。

別表 (第3条第3号関係)

リフォーム工事の別	工事の内容
一般改修工事	(1) 屋根のふき替え (2) 屋根又は外壁の塗装 (3) 内壁、床又は天井の改修 (4) 玄関その他の出入口の改修 (5) 台所、浴室、便所又は洗面所の改修
バリアフリー工事	(1) 玄関等の段差の解消に関する改修 (2) 階段等への手すりの設置 (3) 車椅子の出入りの円滑化に関する改修 (4) 浴室等における転倒防止のための床の改修
省エネ工事	(1) 窓等の開口部の二重サッシ、ペアガラスの設置 (2) 内壁、床又は天井への断熱材の設置

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

申請者 住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付申請書

鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書に虚偽等があった場合は、交付を受けた補助金を直ちに返還いたします。

記

工事内容	<input type="checkbox"/> 一般改修 <input type="checkbox"/> バリアフリー化 <input type="checkbox"/> 省エネ化
	（工事箇所及び工事内容を具体的に記載してください）
工事金額（契約額）	円（税込み）
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
他の補助金等の受給	<input type="checkbox"/> あり（補助金等名称 ） <input type="checkbox"/> なし

【添付書類】

- （1）当該住宅に居住する世帯員全員の住民票謄本
- （2）取得した中古住宅の登記事項証明書
- （3）契約書その他の契約内容が確認できる書類
- （4）見積書
- （5）間取図その他のリフォーム工事内容が確認できる書類
- （6）領収書の写し
- （7）工事の実績が確認できる写真
- （8）申請者名義の金融機関口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- （9）その他町長が必要と認める書類

（申請書）1枚目／全2枚

本町への転入（予定）日	年 月 日	
中古住宅の所在地	鞍手町	
申請者以外の世帯員の 氏名及び続柄	氏名	続柄
	氏名	続柄
	氏名	続柄
	氏名	続柄
振 込 先	金融機関	
	支店・営業所	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

個人情報の取扱いに関する同意

私は、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金を交付申請するにあたり、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付要綱第3条第4号から第6号までに規定する事項その他補助金の交付に必要な事項に関し、町が関係機関から報告を求めることに同意します。

申請者 住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

（申請書）2枚目／全2枚

様

鞍手町長

鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

交付決定額	円
交付の条件（却下の理由）	
備考	

- 1 本決定について不服がある場合は、本決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鞍手町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 本決定については、上記1の審査請求のほか、本決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鞍手町を被告として（訴訟において鞍手町を代表する者は鞍手町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこと知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、本決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鞍手町長

鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鞍手町移住定住促進中古住宅
リフォーム補助金については、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付要綱第
8条の規定により交付の決定を取り消します。

取消理由	
------	--

- 1 本決定について不服がある場合は、本決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鞍手町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 本決定については、上記1の審査請求のほか、本決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鞍手町を被告として（訴訟において鞍手町を代表する者は鞍手町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、本決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鞍手町長

鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鞍手町移住定住促進中古住宅
リフォーム補助金については、鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付要綱第
8条の規定により、既に交付した補助金について次のとおり返還を求めます。

返還理由	
返還金額	円
返還期限	年 月 日
返還方法	